#### 判例研究

# 法人間で締結した仲裁合意の効力が、 同法人の親会社及び従業員に及ぶとした事例 札幌地判令和4年2月8日 (LLI/DB判例番号L07750041)

平田誠一

## 第1 問題の所在

仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない(仲裁法14条1項本文)。そこで、仲裁合意の存在が本案前の抗弁(いわゆる、妨訴抗弁)として主張されると、当該合意の成否のほか、その効力の及ぶ人的範囲(主観的範囲)が争われることがある。合意の効力が合意した当事者間に及ぶことは当然であるが、合意当事者以外の関係者に及ぶのかがしばしば争点となるのである。

この点について、わが国では、法人が締結した仲裁合意の効力が法人代表者にまで及ぶのかが争われた事案において、最高裁が、準拠法を米国法と解釈した上ではあるものの、法人代表者にも及ぶ旨を判示したところ、同事件を契機として議論がされるようになった。もっとも、日本法の解釈として20 この点を判断した最高裁判例は今のところない。

最判平成9年9月4日民集51巻8号3657頁(リング・リング・サーカス事件)

<sup>2)</sup> なお、諸外国ではこの点に関する判例が複数存在する。各国の判例を紹介・検討した論文として、アメリカ法について、中村達也「仲裁合意の効力の人的範囲について」國士館法学 49 号221 頁 (2016)、弘中聡浩 = 髙畑ゆい「仲裁合意の非署名者に対する効力:GE 事件に関する米国連邦最高裁判所判決を素材として | ICA ジャーナ

本判決は、仲裁合意を締結した一方当事者たる法人の親会社及び仲裁合意の対象となる取引に担当者として関与した従業員に、合意の効力が及ぶかが争われた事案において、日本法の解釈として、親会社、担当従業員のいずれにも合意の効力が及ぶとして、訴えを却下した。

本稿では、本判決を検討しつつ、かかる問題について若干の考察を試みた3)い。

## 第2 事案の概要

株式会社 X1(以下、「X1社」という。)が、太陽光発電事業を行おうとしていたところ、当時株式会社 Y2(以下、「Y2社」という。)の従業員であった Y3 が、 Y2社において X1社の太陽光発電設備の建設工事を行いたい旨を申し出た。 そこで、X1社と Y2社との間で前記工事にかかる請負契約の締結に関する交渉が行われたが、Y らの事情により、実際の工事は被告 Y2 の子会社である株式会社 Y1(以下、「Y1社」という。)が行うこととなったため、以降は、X1 社と Y1社との間で交渉が行われた。

その後、X1社と Y1社との間で、発電設備設置工事等を内容とする請負契約が締結された(以下、「本件請負契約」という)。本件請負契約の締結にあたって契約書が作成されたが、契約書には、「1 この契約の条項で甲乙(注:「甲」は X1社、「乙」は Y1社を指す。)協議を要するものにつき協議がととのわない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によって、その解決を図る。」「2 前項の審査会があっせん若しくは調停しないとき、又はこれを打

ル68巻6号3頁(2021)、ドイツ法について、安永祐司「法人を当事者とする仲裁合意の効力の当該法人代表者への拡張可能性について」JCAジャーナル69巻5号8頁(2022)、フランス法について、越智幹仁「仲裁合意の第三者に対する拡張を正当化する理論についての研究」神戸法学雑誌71巻1号201頁(2021)参照。

<sup>3)</sup> なお、本判決では仲裁合意の成否及び有効性も争点となったが、本稿では割愛する。

ち切った場合においては、その旨を当事者が受けたときは、紛争を同審査会の仲裁に付し、その判断に服する。」(以下、この規定を「本件仲裁規定」という。)と定められていた。

その後、X1社は、Y1社に対し、発電所の工事に関して多数の瑕疵が発覚したなどと主張して、修復工事を行うことを求めたため、以後、修復工事にかかる協議が行われたが、協議はまとまることなく打ち切られた。

Y1社は、X1社及びX1社の太陽光発電事業にかかる権利義務を吸収分割により承継した株式会社 X2 (以下、併せて「X社ら」という。)を相手方として、中央建設工事紛争審査会(以下、単に「審査会」という。)に対して調停を申し立て(以下「先行調停事件」という。)、9回の期日が実施された。

をころが、X 社らは、裁判所に対し、Y1社に加えて、先行調停事件の当事者ではなかった Y2社及び Y3 をも被告として、本件訴えを提起した。具体的には、① Y1社に対し、請負契約に基づく瑕疵修補に代わる損害賠償請求又は不法行為に基づく損害賠償請求として、修補工事費用等の支払を、② Y1社及びその親会社である Y2社の従業員として、前記請負契約の締結交渉に当たり、工事の設計及び施工も担当した Y3 に対し、前記瑕疵は Y3 の重大な過失によるものであると主張して、不法行為に基づき、前記 Y1社に対する請求と同額の賠償を、③ Y2社に対し、Y2社は、Y3 の使用者として Y3 の前記不法行為につき使用者責任(民法715条)を負うとともに、前記請負契約の締結に当たって、Y1社に太陽光発電の建設工事を行うことができるような設計及び施工の能力がなかったことを X1社に伝えるべきであったにもかかわらずこれを怠った情報提供義務違反があり、これが不法行為を構成すると主張して、前記各請求と同額の賠償をそれぞれ求めた。これを受けて、審査会は、当事者間に合意の見込みがないとして先行調停事件を打ち切った。

Y1社は、本件訴え提起後、X社らを相手方として、審査会に対し、仲裁の申立てをし(以下、同申立てにかかる事件を「仲裁事件」という。)、審査会に対し、審査会が仲裁権限を有する旨の仲裁判断前の独立の決定(仲裁法23条1項

及び4項1号)をすることを求めた。

審査会は、仲裁事件の第1回審理期日において、Y1社及び X 社らに対し、仲裁合意の効力等についての審理判断の重複を避けるために、当裁判所の判断を先行させるのが望ましい旨述べた。これについて、Y1社及び X 社らが、当裁判所の判断を先行させることについて了承したため、仲裁事件の次回期日は追って指定することとされた。これにより、仲裁事件の審理は、本件口頭弁論終結時点において、事実上中断している。

# 第3 判 🖆

1 「仲裁合意の効力は、原則として合意をした当事者のみに及ぶと解されるが、例外的に、仲裁合意の当事者以外の者であっても、その者の地位、当事者との関係、当事者間の紛争に対する関与の程度等の個別事情を考慮した上で、当該仲裁合意をした当事者において、当該当事者以外の者との間の紛争も仲裁によって解決する合理的意思があると解される場合には、当該当事者以外の者が示す仲裁合意の効力の享受に関する態度いかんも踏まえて、当事者以外の者に対しても仲裁合意の効力が及ぶ場合があると解される。|

2 「これを踏まえて検討するに、本件では、

当時被告 Y2社の従業員であった被告 Y3 が、原告 X1社の下に営業に訪れたことをきっかけとして、原告 X1社と被告 Y2社及び被告 Y1社との間で本件請負契約の締結に係る協議が開始されたこと、

本件請負契約については、当初、原告 X1社と被告 Y2社との間で協議が されていたが、後に被告 Y2社及び被告 Y1社の業務分担の都合から、被告 Y1社が契約の主体となることが決まったこと、

本件請負契約の締結後、被告 Y3 が被告 Y2社から被告 Y1社に転籍し、

<sup>4)</sup> ナンバリング・改行は筆者。

本件請負契約の工事についての設計を担当し、現場代理人として工事の施工に関与したこと

が認められる」

「かかる事実関係を踏まえると、被告 Y2社は、被告 Y1社が契約主体となる前に本件請負契約に関して原告 X1社との間で協議をしていた者であり、被告 Y1社とのグループ内における業務分担の都合で契約主体とならなかったに過ぎないのであるから、本件請負契約に関して、実質的にみて被告 Y1 社と同様の立場にあり、同被告と別個の地位ないし役割を果たしていたものではない。」

「また、被告 Y3 は、本件請負契約の締結及び履行(工事の設計及び施工)に当たって、被告 Y2社及び被告 Y1社の従業員として行動した者であるところ、被告 Y3 のこの行動は、専ら被告 Y2社及び被告 Y1社の組織としての業務を一従業員の立場から遂行したものであって、それとは異なる個人的な行為であったことをうかがわせる事情はない。」

「以上のことから、本件請負契約の締結及び履行に関連して生じた民事紛争において、被告 Y2社及び被告 Y3 は、基本的に、被告 Y1社と別個独立に解決されるべき立場にはないとみるのが相当である。」

3 「そして、訴状等における原告らの主張に照らせば、本件における原告らの被告 Y3 に対する請求及び被告 Y2社に対する請求のうち使用者責任を請求原因とする部分は、いずれも本件請負契約に基づいて被告 Y1社が実施した工事の設計及び施工の瑕疵を理由とするものであるから、被告 Y1社に対する請求と責任を基礎付ける重要な事実を共通にしている。また、被告 Y2社に対する請求のうち情報提供義務違反を請求原因とする部分についても、結局のところ、被告 Y1社の設計及び施工に瑕疵があったことを根拠として、被告 Y1社の工事を実施する能力の欠如を主張し、被告 Y2社の情報提

#### 90 創価ロージャーナル第16号

供義務を基礎付けるものであるし、損害についても、設計及び施工の瑕疵により発生した損害を主張するものと解されるから、やはり被告 Y1社に対する請求と基礎となる重要な事実を共通にしている。|

「そうすると、本件訴訟で問題となる被告らとの間の紛争は、その内容に 照らして、全ての被告との関係で同一の手続において一体として審理判断されるにふさわしい性質のものといえる。」

「仮に、被告 Y2社及び被告 Y3 との関係では訴訟による解決を図るということになると、訴訟において、被告 Y2社及び被告 Y3 が、本件請負契約及びその履行に関連する資料を有し、敗訴の場合には求償権を行使する相手となり得る被告 Y1社に対して訴訟告知をし、被告 Y1社が訴訟に補助参加する事態が生じることが容易に想定されるが、訴訟ではなく仲裁による解決を目的として本件仲裁合意をした被告 Y1社において、仲裁手続で原告らの主張を争いつつ、訴訟においても補助参加をして争うという事態が生じることを想定ないし許容しているとは考え難い。」

4 「これらを踏まえると、原告らと被告らとの間の本件紛争が異なる紛争解決手続に係属することは、紛争の統一的解決及び手続負担の観点から相当ではなく、同一の手続による解決を図ることが、当事者の合理的意思にかなうというべきである。

これらのことからすれば、原告 X1社と被告 Y1社との間の本件仲裁合意においては、本件請負契約の締結及び履行について生じた紛争は、全て仲裁手続において統一的に解決することが意図されていたと解され、そうすると、本件における被告 Y2社及び被告 Y3 に対する責任追及も、仲裁手続において解決することが予定されていたというべきである。」

5 「そして、本件仲裁合意の当事者(及びその包括承継人)である原告らが訴

えを提起したのに対し、本件仲裁合意の当事者でない被告 Y2社及び被告 Y3 は、本件仲裁合意の存在を主張して訴えの却下を求めており、本件仲裁合意の効力を享受して仲裁手続によって紛争解決を望む態度を示しているから、これら被告について本件仲裁合意の効力を及ぼしても、これら被告の裁判を受ける権利を一方的に奪うことにはならない。

6 「そうすると、前記のとおりの本件の事情の下では、本件仲裁合意の効力は、被告 Y2社及び被告 Y3 に対しても及ぶと解するのが相当である。

### 第4 従前の判例

この問題を扱った最高裁判例として、法人間でサーカスの興行契約を締結した際に締結された仲裁合意について、同合意の効力が法人代表者に及ぶとして、法人代表者に対する不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを却下したものがある。もっとも、前述したとおり、同判例は、準拠法を米国法と解釈した上で、同法に基づいて判断したものであって、日本法の解釈としてこの問題を扱った最高裁判例は今のところない。

近時の裁判例としては、準拠法を外国法として判断したものがいくつかある。例えば、アリゾナ州法に基づいて、法人間で締結された仲裁条項を含む継続的なソフトウェア契約について、同契約取引窓口であって契約当事者ではない別法人に仲裁合意の効力が及ぶとしたもの、英国法に基づいて、法人が締結した仲裁合意の定めのあるディーラー契約について、同法人の職務執行者、代表行為権限を有する従業員及び同法人の100パーセント子会社のいずれにも仲裁合意の効力が及ぶとしたもの、英国法に基づいて、仲裁合

<sup>5)</sup> 最判平成9年前掲注1)

<sup>6)</sup> 東京地判平成26年10月17日判夕1413号271頁。

意の定めのある傭船契約について、同契約関係書類に保証人(Guarantor)ま たは証人 (Witness) として署名した第三者に仲裁合意の効力が及ぶとしたも のがある。

日本法の解釈として判断したとされている裁判例は、名古屋地判平成7年 10月27日海事法研究会誌150号33頁が、準拠法に特に言及することなく、法 人が締結した仲裁条項を含む代理店契約について、同法人の取締役らに仲裁 合意の効力が及ぶとした。ほかに、東京地判平成14年11月25日 (LLI/DB 判例 番号L05730991)は、ベトナム法人の締結した工事請負契約について定められ た仲裁合意の効力が、請負代金債務の保証債務等を負担としたとされる同法 人の関連法人に及ぶとした。また、東京地判平成16年10月27日 (LLI/DB 判例 番号L05934299) は、準拠法を日本法であるとした上で、被告法人が仲裁条項 を含むリース契約によって発生した債権に基づき、原告に対して差押えをし たところ、原告が同差押えを不法行為であるとして損害賠償訴訟を提起した 事案において、被告法人に対する請求のみならず、被告法人代表者に対する 請求にも仲裁合意の効力が及ぶとした。

# 第5 学 説

わが国では、前掲リング・リング・サーカス事件を契機として、同事 件で争点となった法人代表者を中心に議論されている。

例えば、同事件における最高裁による米国法の解釈が、日本法の解釈と

<sup>8)</sup> 東京地判令和3年4月15日 (LLI/DB 判例番号 L07630602)。同判例の評釈として、 平田誠一「判批 | 新・判例解説 Watch (法セ増刊) 31号173頁 (2022)。

<sup>9)</sup> 最判平成9年前掲注1)。なお、同最判の第一審判決(東京地判平成5年3月25日 判タ816号233頁)は、傍論においてではあるが、「我国では法人の代表者と法人とは 別個の法人格とされており、法人は法人の代表者に関する紛争について和解する権利 を有しないから、法人が締結した仲裁契約が、法人の代表者に関する紛争についても 当然に適用されるというような解釈が一般的に妥当であるとは解されない」と述べ た。

しても妥当するとして、その理由について、「契約当事者たる組織の中枢にあって、その資格に基づいて契約の交渉・締結および履行にあたる代表者等は、原則として、その行為の個人性が希薄であり、組織に覆いつくされる結果、その実質において契約当事者たる組織と一体化し、これに準じるものとみることができる。」「したがって、仲裁合意の効力の及ぶ主観的範囲は、その本質的要請からして、合理的な範囲で、契約の法主体である組織以外の一定の第三者、すなわち、当該組織の中枢メンバーが組織を当事者とする契約の締結ないし履行として行為したときには、その第三者を含めて、画定されなければならないと解すべきである」と述べるものがあ10)る。

また、「法人に対する契約上の損害賠償請求についての仲裁を潜脱するために、代表者を相手として不法行為に仮託して裁判所に提訴することは許されない。したがって、代表者の行為が法人の契約締結または履行の一部としてなされたようなケースについては、日本法の解釈としても、仲裁契約の効力の代表者への拡張を認めるべきであろう」と述べるものもあいる。

<sup>10)</sup> 小島武司 = 猪俣孝司『仲裁法』128-129頁(日本評論社、2014)。同旨のものとして、猪股孝史「仲裁合意の効果とその効力範囲」JCA ジャーナル53巻12号14頁、19頁(2006)、小島武司 = 高桑昭編『注釈仲裁法』90頁[小島武司](青林書院、2007)。小島 = 高桑・同91頁は、「組織の代表者等が仲裁合意に拘束されることは、理論的には仲裁契約の解釈から導かれる合理的意思に求められようが、当該紛争が実質的に一体のもので、代表者等が中軸として仲裁合意締結に主体的にかかわっており(代表者と個人の両面からのコミットメント)、仲裁と訴訟に紛争解決手段が分かれるのでは、仲裁合意によって達成しようとする紛争解決がかえって困難になるということが基本的考慮となるべきであろう。」と述べる。

<sup>11)</sup> 谷口安平 = 井上治典編『新・判例コンメンタール民事訴訟法第6巻』635頁〔青山善充〕(三省堂、1995)。この見解に対し、三木浩一 = 山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』ジュリ増刊72頁〔上野泰男発言〕(2006) は、「この判決は仲裁合意の効力が一般的に法人の代表者に及ぶことを認めたものではなく、そこで問題となったような特殊な事情がある場合に、むしろ、例外的に効力の拡張を認めたものであると考えるべきであろう」と述べる。

そのほか、「仲裁契約の趣旨により、実質的な当事者に対しても仲裁契 12) 約の効力が及びうる場合があると解するべき」と述べるものもある。

2 具体的な法律構成としては、例えば、「一般契約法理としての『第三者のためにする契約(民法537-539条)』の効果を仲裁の領域に類推して、契約への関与が著しい――したがって、諾約者たる相手方が、仲裁に応ずる黙示の意思表示をその代表者に対しても行ったと擬制しうる――代表者(第三者)に仲裁の効力を及ぼす」構成、「法人格が形骸化している場合に代表者の関与の度合いに応じ法人格否認の法理を類推して(または、端的に代表者個人との間に黙示の仲裁合意の成立を認めて)代表者にも仲裁の効力を及ぼす」構成、「会社業務のすべてをコントロールする代表者=支配株主が、会社業務の一環として仲裁契約を締結した場合には、仲裁契約の主体の一体性(会社法人格の形骸化)を根拠に、当該取引関係から生ずる紛争について、黙示の仲裁合意が代表者・取引相手方間にも成立した」と構成することが提案されている。

<sup>12)</sup> 斎藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法 (11) [第2版]』428 頁 [河野正憲] (第一法規 出版、1996)。

<sup>13)</sup> 貝瀬幸雄「仲裁契約の効力の範囲――主観的範囲を中心に――」松浦馨 = 青山善充編『現代仲裁法の論点』140 頁、142頁 (有斐閣、1998)。

なお、第三者のためにする契約構成について、中村達也『仲裁法概説』80頁(成文堂、2022)は、「契約から生じる権利ではないが、契約当事者から契約から生じる紛争を仲裁で解決する手続上の権利についても、これを第三者に直接取得させることは許容されると解され、法人が締結する契約において役職員に法人の相手方との紛争を仲裁により解決する権利を与えた場合、法人の役職員は仲裁合意を援用して法人の相手方との紛争を仲裁により解決することができると考える」と述べる。

法人格否認の法理構成について、中村・同81頁は、「法人格が濫用される場合または法人格が形骸化している場合において、法人格を当該法律関係に限って否認することで事案の衡平な解決を図るための法人格否認の法理が適用されるとき」に効力が及ぶと述べる。出井直樹=宮岡孝之『Q&A 新仲裁法解説』75頁(三省堂、2004)も参照。

黙示の合意構成について、三木 = 山本編・前掲注11)74頁〔三木浩一発言〕は、「明示的または黙示の代理権を基礎にして、黙示の仲裁合意が一方の当事者と第三者との間で結ばれていると解釈し得る例が実は結構多い」と述べる。また、中村・前掲

そのほか、「合意の解釈の問題であり、原則としては別異の法人格である役員等には効力は及ばないと考えられるが、法人の構成(同族会社か否か等)や合意締結の状況などに鑑み、役員等に対して別訴を提起することが訴権の濫用に当たる場合や、役員等が提訴することが禁反言に当たる場合には、例外的にこれらの者も仲裁合意に拘束されたものと解される」と述14) べるものがある。

3 以上のように、当事者の意思に依拠する構成(黙示の合意、第三者のために する契約)と、必ずしもそれに依拠せず信義則を根拠とする構成(法人格否 認の法理、禁反言の法理、権利濫用等)が挙げられている。

各構成はそれぞれ想定される適用場面が異なるため、互いに排斥し合 15) うものではないと考えられるが、各構成の妥当性及び適用範囲を含め、

注2) 245頁も、「代表者が法人の契約を締結し、あるいは契約を一部履行することを通じて代表者と法人の相手方との間に黙示の仲裁合意が成立したか否か、当事者の合理的意思解釈によりその成否を判断することになると考えられる」場面があると述べる。出井=宮岡・同75頁も参照。

<sup>14)</sup> 山本和彦 = 山田文『ADR 仲裁法〔第2版〕』323頁(日本評論社、2015)。なお、中村・前掲注2)244-245頁は「提訴者の主張する権利が根拠を欠き権利保護の必要性が低い場合……には、提訴のみならず仲裁の申立ても、権利濫用となるが、そうではなく、かかる請求に権利保護の必要性が認められる場合には、代表者を相手に訴えを提起することは不当ではない」ことから、権利の濫用が根拠として働くことを否定する。これに対して、秦公正「仲裁合意の主観的範囲について——法人代表者等への拘束力の有無——」JCA ジャーナル69巻8号18頁、23-24頁(2022)は、「訴権の濫用との理由付けが用いられるのは典型的な不当訴訟だけに限られないから」紛争の実体を踏まえて訴権の濫用の一形態として認められ得るとする。なお、本判決のように仲裁合意そのものの成否・有効性を争い、第三者のみならず合意当事者であると主張する者をも被告に加えて訴訟提起する事案においては、かかる構成は適用しづらいかもしれない。

<sup>15)</sup> 例えば、中村・前掲注2) 243頁は、「仲裁合意は当事者の合意を基礎とする紛争解決手続きであり、日本法上も、禁反言の法理、法人格否認の法理により仲裁合意の効力が第三者に及ぶ場合を除き、仲裁合意の効力が第三者に及ぶ根拠は当事者の意思に基づくことになる」と述べ、当事者の意思に基づく構成(黙示の合意構成、第三者のためにする契約構成)のほか、禁反言の法理構成、法人格否認の法理構成の適用場面があることを示唆する。

種々議論されている。

## 第6 検討

#### 1 理論的根拠及び、枠組みについて(判旨1の部分)

本判決は、原則として仲裁合意の効力が合意当事者のみに及ぶこと、合意 当事者以外の者へ効力が及ぶ場合は例外であることを確認しており、この点 は従前の判例・学説を踏襲するものである。

そして、合意の効力が拡張する場合について、「当該仲裁合意をした当事者において、当該当事者以外の者との間の紛争も仲裁によって解決する合理的意思があると解される場合には、当該当事者以外の者が示す仲裁合意の効力の享受に関する態度いかん」を踏まえると述べて、合意当事者の意思と、第三者の態度を考慮することを示している。

その具体的な法律構成については明言していないものの、「合理的意思」と述べていることから当事者の意思に依拠しているように読める。当事者の意思に依拠する構成としては、黙示の合意構成や、第三者のためにする契約構成などが考えられるが、本判決は、合理的意思の主体を「当該仲裁合意をした当事者」に限定し、「当事者以外の者」、つまり第三者と明確に区別していることから、合意当事者と第三者の黙示の合意という構成をとっていないと解される。そして、第三者である「当事者以外の者」については「仲裁合意の効力の享受に関する態度」を踏まえると述べていることからすると、第三者が債務者に対して契約の利益を「享受」する意思を表示した時に請求権が発生する、第三者のためにする契約(民法537条)に近い構成をとっている

<sup>16)</sup> 特に、当事者の意思に依拠しない信義則を根拠とする構成については、その適用 場面を限定的に解するものから柔軟に解するものまで諸説ある。例えば、限定的に解 するものとして中村・前掲注2)など、柔軟に解するものととして安永・前掲注2)、 秦・前掲注14)など。そのほか、とくに禁反言の法理について、弘中=高畑・前掲注 2)参照。

法人間で締結した仲裁合意の効力が、同法人の親会社及び従業員に及ぶとした事例 17) ように読める。

仮に、本判決が第三者のためにする契約を類推する(ないし根拠とする)構成をとっているのだとすると、仲裁合意の場面において、これを類推する(あるいは根拠とする)基礎があるといえるのか制度趣旨も踏まえた慎重な検証 18)が必要となろう。もっとも、第三者への効力の拡張の場面として、黙示の合意が成立する場面のみに限定するのは狭すぎるとも思われる反面、安易に信義則を根拠として効力の範囲を広げることには抵抗があるところ、本判決の枠組みは、当事者の意思に依拠する構成に立ちつつ、第三者への効力の拡張を肯定する可能性を示す構成として評価できるだろう。

2 合意当事者の合理的意思の判断、考慮要素について(判旨2 乃至4の部分)

#### (1) 「紛争の統一的解決及び手続負担の観点」の位置づけ

判旨1の枠組みによると、まずは第三者の意思ではなく、あくまで合意当事者の意思の解釈をすることになる。その解釈にあたっては、第三者の「地位、当事者との関係、当事者間の紛争に対する関与の程度等の個別事情を考慮」することが述べられている。

<sup>17)</sup> もっとも、第三者のためにする契約構成を提案する貝瀬・前掲注13) は、第三者の契約への関与の事情を、合意当事者の一方と第三者との間の黙示の意思表示を擬制しうるかというところに位置付けており、かかる事情を、合意当事者間の合理的意思に位置付けている本判決とは異なるかもしれない。この点については、中村・前掲注13) も参照。

<sup>18)</sup> 例えば、民法上の第三者のためにする契約は「ある給付をすること」の約束であるが、ここで仲裁により紛争解決する権利を「給付」したのだと類推すると、第三者である非合意当事者は「給付を請求する権利を有する」ことになるから、事実上、仲裁か訴訟か選択をすることができるようになるところ、そのような選択を許容してよいのかという問題が生じる。あるいは、「給付」のみならず「負担」(仲裁合意への拘束)の場面にも類推するのだとすると、そのような類推は正当化されるのかという問題が生じる。もっとも非合意当事者が仲裁による解決を望まない場合は、後述するとおり裁判を受ける権利との問題も生じることから、そもそも本判決の射程外ということになろうか。

もっとも、判旨2以降をみると意思解釈をしているのか若干疑問がある。 すなわち、判旨2では当事者と第三者の同質性(第三者の非独立性ともいえようか。)、判旨3では合意当事者間の請求と、第三者に対する請求との基礎となる事実関係の共通性を指摘し、それらを踏まえた結果、判旨4で述べているように、「紛争の統一的解決」や「手続負担」といった観点から相当ではないという判断がなされており、手続法上の観点が考慮されているのである。

その後、「同一の手続による解決を図ることが、当事者の合理的意思にかなう」と述べていることから意思解釈の問題としているようにも読めるものの、その実質は、「紛争の統一的解決」や「手続負担」といった手続法上の観点を重視しているように思われる判断手法になっており、当事者の意思に低拠した構成の解釈としての適切性には疑問が残る。むしろ、当事者の意思のみに必ずしも依拠せず、広く手続法上の観点を考慮する信義則構成に近20)い解釈をしているようにも読める。

## (2) 合意締結後の事情の考慮

また、本判決は、合意当事者間の合理的意思を解釈する上で、合意当時の 事情のみならず、合意締結後の事情をも考慮している。

当事者の意思に依拠する構成であれば、ここでいう合意当事者の合理的意思というのは、合意当時における意思と考えるのが自然であろう。本判決も、「本件仲裁合意においては」仲裁手続において解決することが「意図」されていた、ないし「予定」されていたという言葉を用いていることから、

<sup>19)</sup> 意思解釈の問題だとするのであれば、判旨4の冒頭に記載されているような評価を可能とする経験則が認められるということになろうか。仮にそうであるとすると、合意当事者の個別の主観的意思の探究というより、仲裁合意を締結する通常人は一般的類型的にどのような意思であるかを軸に置いて判断しているようにも読める。

<sup>20) 「</sup>紛争の統一的解決」や「手続負担」を重視する点は、むしろ、矛盾する判決が生ずることによる混乱の防止や二重応訴を強いられる被告の不便の解消、重複した審理という無駄の解消を根拠とする二重起訴の禁止の原則(民訴法142条)と通ずるものを感じる。本判決が当事者の同質性や請求の共通性を考慮している点も、当事者と審判対象の同一性を考慮する同原則に近似する。

合意当時の意思解釈をするものと思われる。

もっとも、合意当時の意思解釈をするのであれば、その考慮要素は、合意締結以前の事情が中心となろう。勿論、合意締結後の事情も、合意当時の意思を推認する事情として考慮しうるが、本判決がそのような位置づけとなっ21) ているかは疑問である。

## 3 裁判を受ける権利の位置づけ(判旨5の部分)

判旨1の規範部分によると、第三者の事情については、「当該当事者以外の者が示す仲裁合意の効力の享受に関する態度」を考慮すると整理している。そして、第三者である Y2社、Y3 の態度について言及する判旨5 の部分において、「被告の裁判を受ける権利」について言及している。

仲裁合意と裁判を受ける権利 (憲法32条) との関係については、主に仲裁22)合意の成否の場面で論じられることが多い。もっとも、第三者に仲裁合意の効力が拡張する場面においても、当該第三者との紛争について仲裁による解決を強制される結果、訴訟による判断を得られなくなると考えられるため23)検討が必要であろう。

<sup>21)</sup> 本判決を善意解釈すれば、合意締結当時から既に合意当事者らに、関連紛争は第 三者との間についても同一の(仲裁)手続によるという意思が存在していたのであっ て、その後、まさに当初想定していた紛争が発生しているということを説明するもの と読めるだろうか。もっとも、仮にそうだとすると、そもそも、合意締結当時、第三 者との関連紛争をも当該仲裁合意に服せしめる意思があったことの認定根拠について は何ら説明がないことになる。

<sup>22)</sup> 例えば、東京高判平成23年6月22日判時2116号64頁は、「裁判所は、当事者の裁判を受ける権利を実質的に侵害することがないように、仲裁契約や不起訴合意が真実成立しているかどうかの事実認定を慎重に行った上で、訴え却下判決をするものである。」と述べる。また、山本=山田・前掲注14)316頁は、仲裁付託の合意は、「不起訴の合意を必然的に包含するものであり、憲法上保障された裁判を受ける権利の放棄に関するものであるから、合意の成立には慎重な検討が必要となろう」と述べる。

<sup>23)</sup> 東京地裁昭和57年10月20日判タ489号84頁は、「仲裁契約は契約当事者間に紛争が 生じたとき第三者の仲裁判断にその解決を委ねようとするいわば訴権の自主規制を目 的とする合意であるから、その合意の成立、効力の及ぶ範囲等については、慎重、か つ、厳格に解すべきものである | と述べる。

本判決では、第三者が仲裁合意の効力の拡張を求めているため、「裁判を 24) 受ける権利を一方的に奪うことにならない」と述べている。

そうすると、本件と同様の事実関係で逆のケース、例えば、XらがYらに仲裁を申し立て、Y2社・Y3らが訴訟提起したところXらが同人らに対する仲裁合意の効力の拡張を求めたような場合には、まさに効力の拡張により第三者であるY2社・Y3の裁判を受ける権利が奪われうることになるが、このようなケースでは、いかなる判断がなされるのであろうか。この点は、後述する本判決の射程にもかかわる問題となるだろう。

## 4 本判決の射程、その他の問題点

本判決は、「当事者以外の者に対しても仲裁合意の効力が及ぶ場合があると解される。」(判旨1)と述べるのみで特段の限定を付していないため、仲裁合意の効力が第三者に拡張する場面一般、例えば、法人従業員、親子会社だけでなく、法人代表者、関連会社、保証人などにも妥当し得るものとし

<sup>24)</sup> ここで裁判を受ける権利を奪われているのは、むしろ X ら原告ではないか、との 疑問もあるが、X らは仲裁合意の当事者として、合意の効力が拡張する意思を有して いた (と意思を解釈される)以上は、裁判を受ける権利を放棄したということになろうか。仮にそうであるとすると、合意当事者の合理的意思の解釈は、X ら原告の裁判 を受ける権利の放棄を伴うから、通常の契約解釈より慎重になされなければならない ということになろうか。

<sup>25)</sup> そもそも、このようなケースに判旨1の枠組みが妥当するのかという疑問がある。 仮に妥当するのだとすると、判旨2乃至4までの判断は同一で判旨5に相当する部分で一律に拡張が否定される、あるいは、判旨2以降の判断も (裁判を受ける権利の) 影響を受けてより慎重に判断されるように変更されるということが考えられる。若しくは、判旨2乃至4の判断が実質的に紛争の統一的解決の点を重視するものだとすれば、それと裁判を受ける権利との利益衡量ということもあるだろうか。

<sup>26)</sup> 保証人に対する効力の拡張については、従前のわが国の判例・学説は消極的に解してきた(小島=猪俣・前掲注10) 133頁、山本=山田・前掲注14) 323頁、中村達也「仲裁合意と特定承継」国士館法学48号1頁、12頁(2015)、神戸地判昭和32年9月30日下民8巻9号1843頁も参照)。もっとも、事案によっては、日本法の解釈としても効力の拡張を肯定し得るのではなかろうか(例えば、東京地判平成3年前掲注8)参照)。

て判断したと考えられる。

もっとも、本判決が、仮に第三者のためにする契約構成であるとすると、 本件の事案とは逆に、第三者が原告となって訴訟提起し、被告が仲裁合意 の効力の拡張を主張するような場面まで本判決の射程が及ぶのかは疑問であ る。他方で、本判決が信義則を根拠とする構成であるとすれば、そのよう な事案においても、具体的な適用の仕方、考慮要素の重みづけを変えること で判旨1の判断を維持する余地はあるのかもしれない。もっとも信義則を 根拠とする場合には、裁判を受ける権利との関係をどのように正当化するの かという点が課題になろう。

そのほか、本件においては争点とならなかったが、書面性(仲裁法13条2項 以下)との関係で、第三者と合意当事者の一方との間で書面が必要かという

**<sup>27</sup>**) 中村・前掲注 2) 240頁は、「あくまでも契約当事者の合意に基づくものであり、 また、法人の役職員が仲裁合意を援用した場合に限り、法人と仲裁合意を締結した相 手方との間の紛争が仲裁により終局的に解決されるのであって、反対に、法人と仲裁 合意を締結した相手方が法人の役職員に対し仲裁合意を援用して仲裁による紛争解決 を強制することはできない | と述べる。秦・前掲注14) 23頁も、「代表者等が原告と なるケースには妥当しない」と述べる。仮に、本文のような場面にも類推すると生じ る問題点としては前掲注18)も参照。

<sup>28)</sup> 本文で述べたような本判決の事案と逆のケースにおいてであっても、例えば、信 義則のうち禁反言の法理の構成については、その適用要件を充たす限り、仲裁合意の 効力の拡張を肯定できる余地がある(例えば、弘中=髙畑・前掲注2)7頁、中村・ 前掲注2) 243頁。なお、安永・前掲注2) 14頁は、この場合の第三者は「一度も仲裁 手続における紛争解決に同意したことはない」ため拡張を認めにくいとする)。

中村・同頁は、「仲裁条項を含む契約の当事者でなくても、仲裁条項に拘束される という印象を相手方に与え、相手方がそれを正当に信頼し、仲裁合意を援用する場合 には、仲裁合意に拘束されないという主張をすることは、禁反言の法理により許され ないであろう」と述べる。この場合、本判決の「当該当事者以外の者が示す仲裁合意 の効力の享受に関する態度 | というのは、第三者が自らも仲裁条項に拘束されるとい う印象を与えかねない態度をとっていたかということになろうか。

<sup>29)</sup> この点、禁反言の法理や法人格否認の法理といった契約法理にも適用されるいわ ゆる実体法上の信義則(民法1条2項)を根拠とする構成は、要件も明確であり比較的 正当化はしやすいと考えられるが、本判決が述べるような「紛争の統一的解決」や 「手続負担 | といった観点をも柔軟に考慮できる構成であるかは疑義がある。

#### 102 創価ロージャーナル第16号

問題もある。本判決が第三者のためにする契約構成ということであれば、書面化が求められる合意とは、あくまで合意当事者間のそれであって、第三者と合意当事者の一方との間の合意は必要ないことになるから、書面も不要で30)あろう。

<sup>30)</sup> 中村・前掲注2) 245頁。なお、中村・同246頁は、黙示の合意構成の場合には書面を要するとする。秦・前掲注14) 22頁は、「書面に明示がないために問題が生じたわけで、その解決にあたり、書面性を厳格に解して結論を決するのは妥当ではない」と述べる。